

仕様書

1 案件名

建築指導部共用連絡車借受

2 台数

1 台

3 借受期間

令和 7 年 3 月 3 日～令和12年 2 月28日（60ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

4 規格

- (1) 車種：普通自動車
- (2) 形状：ステーションワゴン
- (3) 総排気量：1,500cc以下
- (4) 燃料：無鉛レギュラーガソリン（ハイブリッド）
- (5) 駆動形式：四輪駆動
- (6) ミッション形式：オートマチック（C V T、電気式無段変速機を含む）
- (7) 乗車定員：5 人以上
- (8) ドア形状：5 ドア
- (9) 色：ホワイト系またはシルバー系
- (10) 仕様：寒冷地仕様
- (11) 全長：4,350mm以下
- (12) 全幅：1,800mm以下
- (13) 全高：1,700mm以下
- (14) 最低地上高：170mm以上
- (15) 車両重量：2 t 以内
- (16) 年式：令和 7 年式以降（新規登録）
- (17) 環境対応：平成30 年基準排出ガス50%低減レベル以上、かつ、令和 2 年度燃費基準20%超過レベル以上を達成していること。

5 想定車両

ホンダ ヴェゼル（型式：6AA-RV6）

※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

6 付属品・装備

- (1) A B S
- (2) 衝突安全支援装置
- (3) エアバック（運転席・助手席）
- (4) エアコン
- (5) パワーステアリング
- (6) パワーウィンドウ
- (7) ナビゲーションシステム（インダッシュタイプ、AM/FMチューナー付）
- (8) バックモニター
- (9) 夏・冬ワイパーブレード（必要に応じて交換）
- (10) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（新品、4本、ディスクホイール付）
- (11) パンク修理キットまたはスペアタイヤ
- (12) スノーブラシ
- (13) マッドガード
- (14) サイドバイザー
- (15) フロアマット
- (16) スペアキー
- (17) 後部座席プライバシーガラス
- (18) ドライブレコーダー

ア 200 万画素以上であること。

イ 前後2カメラタイプとし、全方位の状況を撮影できるものであること。

ウ 画像データについては、外部記憶媒体（S D カード等）を使用するものであること。なお、外部記憶媒体は受注契約者が用意すること。

エ データの保管は、古い画像データから消去し自動的に上書きするものであること。ただし、急ブレーキや何らかの衝撃を受けた際に、常時録画とは別の上書きされない領域に自動的に保存するなど、緊急時のデータを残す機能があること。

オ ドライブレコーダーは、配線の見える場所を最低限にして設置の上、納車すること。

- (19) 標準工具一式
- (20) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること

7 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、リース会社（以下「受注者」という）の負担とする。

(2) 受注者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。

ア 対人賠償保険 無制限

イ 対物賠償保険 無制限（免責額なし）

ウ 搭乗者保険又は人身傷害保険 1名につき1,000万円以上

エ 自損事故傷害 1名につき1,000万円以上

オ 無保険者傷害 1名につき20,000万円以上

カ 車両保険 時価（免責額なし）

自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク 公用車割引、フリート付

(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。

8 維持管理等

(1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（最低6ヶ月毎、オイル交換含む）、車検費用一式（法定費用、諸経費含む）、故障修理及びパンク修理の費用は受注者の負担とする。

(2) 車検、定期点検、故障・事故による修理、車両盗難の際は同等条件の代替車を用意すること。

(3) ウィンドウウォッシャー液については、常時予備を車両に掲載し、必要に応じ追加すること。

(4) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。

(5) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、洗車費用については札幌市の負担とする。

(6) 夏タイヤについては3シーズン、スタッドレスタイヤについては2シーズンの使用を限度とし、保管及び交換作業は受注者によることとする。交換時期については毎年札幌市と別途協議すること。

ただし、安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合には札幌市と調整の上、組替えを行うこと。

(7) 必要に応じてバッテリー、スノーブレードの交換を行うこと。この費用負担及び必要な作業は、受注者によることとする。

(8) 上記以外の車両維持管理に要する経費は受注者の負担とする。

9 リース車両全損時の扱い

過失の有無に関わらず、当該車両に係る契約は解除する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない。

10 登録費用及び租税公課

登録費用及び租税公課については受注者の負担とし、登録に必要となる諸手続（車庫証明等を含む。）についても車両所有者が行うこととする。

11 租税公課・リース料率等変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、保険料、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。

12 走行距離

年間5,000～10,000 k mと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

13 納入期限及び納入、検査場所

- (1) 納入期限 令和7年3月3日（月）
- (2) 納入、検査場所 札幌市役所本庁舎を予定
（札幌市の指示に従うこと）

14 その他

- (1) リース期間開始日（納車日）に間に合わない場合は、代替車を用意し、その費用は受注者の負担とする。代替車の車種等については札幌市と受注者の間で別途協議を行うこととする。
- (2) リース車両には、札幌市の負担にて札幌市所有の車両掲載用防災無線の取付けを行うため、ルーフ等にマグネット式のアンテナを取り付けるものとする。
- (3) 借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。
- (4) 仕様書に定めている事項に該当しないものについては、双方で協議するものとする。